

原子力関係経費  
平成24年度概算要求ヒアリング  
(厚生労働省)

平成23年11月29日  
大臣官房国際課

# 放射性物質による食品等の汚染に対する取組みへの WHO 等による支援〔新規〕

## 1. 予算概要

平成 24 年度概算要求額 3.6 億円

- ・ 実施機関： 世界保健機関(WHO)  
： 国際がん研究機関(IARC)

## 2. 目的

○諸外国から高い注目が寄せられている東京電力福島第 1 原子力発電所事故が与える食品等への影響等に関する評価に関して、世界保健機関(WHO)及び国際がん研究機関(IARC)が、専門家による助言を行うとともに、当該機関が、日本の取組みについて客観的な評価を行い、今回の事故に伴う公衆衛生上の影響について諸外国から信頼される情報発信を行うことを目的とする事業を行うこととしていることから、日本政府としてその事業に必要な費用を拠出するものである。

## 3. 概要

- 東京電力福島第 1 原子力発電所事故の発生に伴い、多量の放射性物質が環境中に放出され、その公衆衛生上の影響については、日本国内のみならず海外から高い注目が寄せられている。
- 世界保健機関(WHO)や国際がん研究機関(IARC)は、チェルノブイリ原子力発電所事故の際の健康影響調査や、様々な発がんに関する疫学調査に取り組むなど、科学的かつ客観的な発がんリスクに関する評価を行ってきた。また、従来から、WHOは、食品等に関する公衆衛生上の問題に取り組んできている。
- WHO 及び IARC は、そうした経験を踏まえ、日本、欧米の専門家を WHO 及び IARC に集め、体制を強化した上で、食品等に関する検査等を実施している日本の専門家と合同で会議を行い、飲食物摂取制限等について日本に対して助言を行うとともに、日本の取組みについて、客観的な評価を行った上で、今回の事故に伴う公衆衛生上の影響について諸外国から信頼される情報発信を行うための事業を実施することとしている。
- 日本政府は、WHO 及び IARC による当該事業に必要な費用について、拠出するものである。

# 東日本大震災からの復興の基本方針（抄）

平成23年7月29日決定

平成23年8月11日改定

東日本大震災復興対策本部本部

## 6 原子力災害からの復興

国は、地方公共団体と調整を行い、できるだけ速やかに、原子力災害からの復興のための協議の場を立ち上げ、地域再生、損害賠償措置を始め復興に向けた十分な対策を講じるため、法的措置を含めた検討を行い、早急に結論を得る。また、下記の事項については、その迅速な対応を図る。

### (1) 応急対策、復旧対策

[略]

#### ① 応急対策、各種支援、情報提供等

(i) 我が国に対する内外の信認を回復させるような取組みを推進する（例えば、正確な情報提供・共有体制の強化や、原発事故の収束、安全基準の設定、除染技術等の利用等に関する国際原子力機関（IAEA）を含む国内外の世界トップレベルの専門家の叡智の活用など）。

(ii) ～ (iv) [略]

#### ② 安全対策・健康管理対策等

(i) 食品中の放射性物質に係る安全対策について、中長期的な観点を踏まえ、規制値の再検討を行うとともに、各自治体が行う検査の支援、長期的なフォローアップなどのための体制整備を行う。

(ii) ～ (v) [略]

③、④ [略]